

商法等の一部を改正する法律

(平成一四年五月二九日法律第四四号)

一、提案理由(平成一四年四月九日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣 最初に、商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の社会経済情勢の変化に伴い、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、会社の機関関係を中心に、会社法制の全般にわたり、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、会社の機関関係では、まず、大規模株式会社につきまして、監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を可能とすることとしております。この制度におきましては、取締役会の中に、メンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を設けて、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することができるようにし、機動的な業務決定を可能としております。

また、従来型の大規模株式会社につきましても、機動的な業務決定を可能とするため、社外取締役を選任している場合には、取締役会が、その中に取締役三人以上で組織する重要財産委員会を設け、これに重要な財産の処分や多額の借財等についての決定権限を委任することができるようにすることとしております。

さらに、株主総会の手続につきまして、議決権を有するすべての株主の同意がある場合には、招集手続を省略することができるようにし、また、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社については、定款により、招集通知の発出から総会期日までの期間を一週間を限度として短縮することができるようにするなど、その簡素化、合理化を図ることとしております。

また、定款変更等の場合に必要となる株主総会の特別決議の定足数について、個人株主など議決権を行使しない株主が増加している反面で、安定株主が減少している状況にかんがみ、その下限を定款により議決権総数の三分の一まで緩和することを許容することとしております。

第二に、株式関係では、まず、一定の株主が議決権の比率にかかわらず一定の数の取締役または監査役を確実に選解任することができるようにし、ジョイントベンチャーとして合併会社を設立することや、ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資を行いやすくする観点から、取締役または監査役の選解任を種類株主ごとに行うこととなる株式の発行を可能とすることとしております。

また、株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備することとしております。この新たな手続は、裁判所に公示催告手続の申し立てをすることを要しない簡便な手続で、かつ、名義書きかえ制度との連

携を図ることによって、喪失株券の善意取得者の正当な利益も十分に確保されるもの
あります。

第三に、会社の計算関係では、まず、大規模会社につきまして、株主への情報開示の
充実を図るため、連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求すること
としております。

また、会計基準の変更への迅速な対応を可能にし、商法会計と証券取引法会計との整
合性を確保し続けるため、財産の価額の評価方法等についての規定を法務省令で定める
こととしております。

このほか、現物出資等の際の検査役調査にかわるものとして、弁護士等の専門家によ
る財産の価格の証明制度を拡充することなどの措置も講ずることとしております。

……………（略）……………

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告（平成一四年四月二三日）

園田博之君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置
会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度等を創設
するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じ、あわせて、関
係法律の規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

両案は、去る二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託さ
れたもので、委員会においては、九日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二
日から質疑に入り、十六日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十九
日質疑を終局し、討論、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月一九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 委員会等設置会社制度が企業形態に多様な選択肢を保障するという見地から導入さ
れたことにかんがみ、制度の選択については企業の自主性が損なわれることのないよ
う、配慮すること。
- 二 計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない
中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること。
- 三 取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任の在り方については、施行後の

実績をふまえつつ、委員会等設置会社を選択した会社と委員会等設置会社を選択しなかった会社との整合性に留意しつつ、引き続き検討すること。

四 委員会等設置会社制度の運用にあたっては、社外監視機能が充分発揮されるよう、社外取締役要件等の周知徹底を図ること。

五 会社法制の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること。

三、参議院法務委員長報告（平成一四年五月二二日）

高野博師君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、コーポレートガバナンスの実効性の確保と委員会等設置会社の意義、社外取締役要件の妥当性、株券失効制度の問題点、企業会計のディスクロージャーの充実強化、今後の商法改正についての課題等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年五月二一日）

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

一 委員会等設置会社制度が企業の経営形態に多様な選択肢を確保するという見地から導入されたことにかんがみ、制度の選択に関する企業の自主性が損なわれることのないよう努めること。

二 取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任についての委員会等設置会社とそれ以外の会社との差異に関しては、施行後の実績を踏まえ、その合理性に留意しつつ引き続き検討すること。

三 委員会等設置会社制度及び重要財産委員会制度の運用については、社外監視機能が

十分発揮されるよう社外取締役の要件、人数等について周知徹底を図るとともに、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じその見直しを検討すること。

四 株券失効制度及び所在不明株主の株式売却制度の運用については、株主等の財産権に重大な影響を与えることにかんがみ、その要件、手続き等について周知徹底を図ること。

五 計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること。

六 会社法制の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること。

右決議する。